

令和6年 第3回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和6年3月25日(月) 午後1時30分～午後2時42分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (15人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 欠番	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	15番 金井 亮	16番 伏田 再子
	17番 丸山 征二		

4 欠席委員 (1人)

14番 中山 範雄

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 7	議案第5号 農用地利用集積等促進計画の承認について
日程第 8	議案第6号 農業委員会事務局職員の任免について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光

会議の概要

議長 ただいまから令和6年第3回農業委員会総会を開会します。

出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

本日の総会開催に当たり、14番中山範雄委員より欠席届が提出されています

ので、ご報告いたします。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2番山田茂委員・16番伏田再子委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和6年2月26日開催の第2回総会で許可相当の議決案件、農地法4条関係1件、農地法5条関係22件につきましては、令和6年3月18日付で許可書を交付いたしました。

群馬県農業会議の第12回の通常審議委員会が3月18日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席しました。

終了後に、令和5年度第2回理事会が同所で開催され、丸山会長が出席しました。

令和5年度市町村農業委員会会長・事務局長等会議が3月22日に開催され、丸山会長が出席しました。

また、令和6年第1回安中市議会定例会が2月27日から3月19日の間開催されました。一覧のとおり、報告は2件、承認が1件、議案が63件提出され、議案の全てが採択されました。

事務局からの報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の6件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わりにします。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第1号、農地法3条の1番ですけれども、この案件については贈与という形なのですけれども、今まで〇〇がやっていたのですけれども、途中からけがをして〇〇に全部移行した、という訳で〇〇のほうも本気で作付けをしていますので、大丈夫なので、よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第1号、農地法第3条関係の3番でございます。これも贈与で、自身の〇〇に贈与するというので、〇〇の住んでいる土地の周りの畑でございますので、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第1号、3条関係の4番。受け人の方は結構高齢なのですけれども、〇〇が屋敷内に居住しており、農地の状況から見て問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第1号の3条関係の5番です。対象地の譲受人は子供の頃から〇〇と野菜に親しんでいて、15年ほど前、職場を退職した後は野菜作りを続けてきまして、〇〇が〇〇後、無人となっている実家のそばの畑でも野菜作りをしたいということで、〇〇から譲り受けることが決まりました。所有権移転後も効率的に活用することができると思っておりますので、審査の参考にしていただきたいと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 議案第1号、農地法3条の2番と6番です。それで、2番ですが、何か所にも分かれている畑ないし田んぼで、場所によっては田んぼも何年も作っていない状況が見受けられ、実際現地行ってみますと立木がいっぱいあって、それを伐採して何とかしようという感じのところもあります。それで、受け人も

農機の確保状況を見る、大分いろいろ道具も持っておりますので、まず間違いなく耕作してくれるものと思っております。ですから、2番に関しては特に問題はないと思います。

6番ですが、6番も見てきましたが、畑が宅地の前にあるのですが、何年も作っていないようなところで、お茶とかタラの芽が大分出ていまして、これをある程度通常の畑に戻すのはちょっと時間もかかるかと思うのですが、宅地の前なので、宅地も所有するという事らしいので、何とか耕作してくれるものだと思っております。いわゆる宅地付農地ですが、私も継続して監視していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、3班に5番と6番の2件、以上合計6件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の3件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

6番。

6番委員 6番です。議案第2号、4条関係の1番と2番でございます。現状を視察しましたところ、盛土の着工がありましたけれども、これは始末書が添付されているということでございます。かなり道路と落差があるため、これ埋め土してナラの木を植栽するということで、許可が出る前に埋め土しないように、経過をよく見てしていきたいと思います。特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

11番。

11委員 11番です。議案2号、農地法4条の3番ですが、この申請地は未転用のまま住宅敷地として使用されていることが判明したため、是正したく申請するということで始末書が添付されておりますし、また不許可の例外として集落接続用地に該当するため、特に問題はないと思われまますのでよろしくお願い致します。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたのでお含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査としたいと思いますますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、現地調査対象案件の概要についても説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、今月の申請地面積1,000平米以上の現地調査対象案件1件につきましては、調査班には写真等で確認していただいたところです。事務局で現地確認をいたしました。特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから5ページ記載の12件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

9番。

9番委員 9番です。議案第3号の農地法第5条の3番、申請地の北と南には既に太陽光発電が設置されており、他の農地には特に影響はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の7番です。これは3種農地であり、周りはもう住宅化されていて問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 11番。

11番委員 11番です。5条の1番と10番です。1番につきましては、住宅地の中の土地であり、他の農地に与える影響はないと思われれます。3種農地ということで問題はないと思われれます。

また、10番につきましては、申請地は住宅地内にあり、長年耕作されておられませんし、他の農地に与える影響はないと思われれます。また、3種ということで問題ないと思われれますので、よろしくお願いいたします。

議 長 7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の8番と12番です。8番、12番とも周辺が住宅地になっておりまして、特に問題ないと思われれます。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。議案第3号、農地法第5条の5番と6番になります。まず、5番は宅地と宅地に挟まれた土地であり、こちらはこれ以外の利用方法

はない状況であり、周辺に農地はありませんので、周辺農地への影響はないと考えます。

また、6番につきましても、この土地の周りはいもう全て宅地になっており、こちらも周辺農地への影響はないと考えられます。ご審議の参考をお願いいたします。

議 長 ほかにはよろしいですね。

委 員 なし。

議 長 では、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から4番の4件、2班に5番から8番の4件、3班に9番から12番の4件、以上合計12件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:11)

(書類審査)

(再開午後 2:28)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、1番と2番の2件でした。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番と4番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に

示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全てを満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、5番と6番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。1班に付託された議案第2号の農地法第4条関係は、1番の1件でした。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条の関係は、1番から4番の4件でした。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、5番から8番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

よろしく申し上げます。

議長 3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、9番から12番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表

に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和6年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書6ページ記載の20件です。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議

題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出されたので、審議願いたい。

令和6年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書7ページ記載の1件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

17番委員 17番から。これは県外業者で、この実態というのは、さっき説明がちょっとあったけれども、従業員が3人しかいないのだけれども、群馬に来てこんな。タマネギだからできるか。

事務局 恐らくこれは正規の職員がこれだけで、それ以外にかなり雇用している人がいるみたいです。従業員用の寮もあります。既に実績として15haほど白菜、レタス、そういったようなものを栽培していますし、もともと〇〇のほうにも、出耕作ではないですが、作業受託みたいな形で代わりに作業していたようです。

17番委員 分かりました。ということです。

議長 それでは、お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認されました。

次に、日程第8、議案第6号、農業委員会職員の任免についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農業委員会職員の任免について。令和6年4月1日付け、安中市職員人事異動に伴う下記職員の任免について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき同意を求めます。

令和6年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議長

説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

委員

なし。

議長

なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員

挙手全員。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第6号、農業委員会職員の任免については、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和6年第3回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 2時42分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和6年3月25日

安中市農業委員会会長

2番委員

16番委員